

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者	住 所	停止期間
(株) 中電工 島根統括支社	執行役員支社長 井ノ口 啓二	松江市西津田4 - 8 - 47	令和2年9月 2日から 令和2年10月1日まで (1箇月)

事 実 概 要	<p>(株) 中電工は、元請として岡山県新見市内において空調設備新設工事を請負ったが、請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったため、令和元年5月29日同工事下請負人の労働者が足場開口部から転落し負傷した。</p> <p>上記について、同社及び同社従業員に対し、令和元年12月24日に新見簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令があり、その刑が確定している。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第三号に該当するとし、国土交通省中国地方整備局長から監督処分（指示処分）が発せられた。</p>
指名停止の理由	<p>「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」 別表第2 第10号に該当</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>
備 考	